

中小企業 いばらき

2020
MARCH
No.737

3

【クローズアップ】

中小企業・小規模事業者関係

「令和2年度当初予算」及び「令和元年度二次補正予算」の概要と
「令和2年度税制改正」の概要



写真：さしま食品加工協同組合

発行所・編集発行人：



茨城県中小企業団体中央会

<http://www.ibarakiken.or.jp>

〒310-0801 水戸市桜川2-2-35 TEL.029-224-8030

CONTENTS

●クローズアップ	1
●ニュースフラッシュ	6
●ワンポイントアドバイス	9
●インフォメーション	10
●日本列島組合最前線	13
●経済・労働リサーチ	15
●業況レポート	16
●中央会だより	18

JOYO CARD *Plus*

法人クレジットカード

法人
クレジットカードの
イトコロ

領収書の整理や
振込手続きなどの
経理処理が軽減

支払いが
一本化され
管理が容易に!!

ETCカードは
何枚発行しても
手数料無料!!

お問い合わせは

常陽 クイック
ビジネスセンター



0120-310-863

【受付時間】平日9:00~17:00
(土・日・祝日・年末年始を除く)



常陽銀行

表紙の紹介

レンダリング工場を設置し、循環型社会構築の一翼を担う

さしま食品加工協同組合

畜産物は、多様化する国民食生活の中で消費量が年々増大している。鶏肉については、食肉の中では豚肉に次いで消費量が多く、「たんぱく質」、「コラーゲン」、必須アミノ酸である「メチオニン」、肝臓の機能を向上させる働きを持つとされる「ナイアシン」などが豊富に含まれているほか、豚肉や牛肉と比べても比較的安価であることも特徴の一つとなっている。

茨城県は、養鶏業が盛んで、鶏卵の生産量は全国1位（平成30年度は22万4千トン・農林水産省の鶏卵流通統計調査）を誇り、食肉となるブロイラーの飼養羽数も21位（平成31年は113万5千羽・鶏鳴新聞社調べ）となっている。

このような状況を背景として、食鳥処理加工業者が県内に散在しているが、このうち古河市・坂東市・猿島郡境町の5社が、食鳥処理加工後の残さ（羽毛、骨、内臓等）を飼料等に加工するレンダリング工場を設置することなどを目的に組合を設立した。

レンダリングとは、不可食部位を高温で加熱した後、搾油することにより油脂分と残さ固形物とに分離する作業を言う。工場では、レンダリング処理により生産される「チキン油」と、チキン油生成の際

に発生する「チキンミール」、鶏の羽毛を加水分解・真空乾燥処理を行い粉末状にした「フェザーミール」の生産を行っている。

チキン油・チキンミールは飼料会社等に販売され、良質な動物性たんぱく質の源として家畜の配合飼料やペットフードの原料とされ、フェザーミールは、肥料会社等に販売されて有機質肥料の原料とされるなど、廃棄物発生を抑制して循環型社会構築の一翼を担っている。

また、組合では、平成19年度よりフィリピンからの技能実習生の受入れを行い、組合員企業で食鳥処理加工作業の実習を行っている。優良監理団体として、これまでに延べ251人を受入れるなど、同国の経済発展を担う「人づくり」にも寄与している。

さしま食品加工協同組合

設 立：平成12年（2000年）8月

組合員数：5社

工場竣工：平成17年（2005年）4月

住 所：〒306-0415

猿島郡境町大字大歩1551-1

電 話：0280-87-0023

中小企業・小規模事業者関係

「令和2年度当初予算」及び「令和元年度二次補正予算」の概要と
「令和2年度税制改正」の概要

中小企業庁は、令和元年12月26日に中小企業・小規模事業者関係の「令和2年度当初・令和元年度二次補正予算案のポイント」と「令和2年度税制改正のポイント」を公表しました。

令和2年度当初予算では、「事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進」「生産性向上・デジタル化」等に重点的に取り組むとともに、「災害からの復旧・復興、強靱化」を切れ目なく支援することとしています。また、令和2年度税制改正では、「オープンイノベーション促進税制の創設」「エンジェル税制の拡充」「再編・統合に係る税負担の軽減措置の延長」などの措置が講じられています。

本号では、これらの概要を紹介しますので、事業計画立案等にお役立てください。

なお、いずれの場合も、法案成立時には変更となる場合がありますのでご了承ください。

I 令和2年度当初予算及び
令和元年度二次補正予算の概要

1. 基本的な課題認識と対応の方向性

課題

中小企業・小規模事業者は、「経営者の高齢化」、「人手不足」、「人口減少」という構造変化に直面している。加えて、働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げ、インボイス導入などの相次ぐ制度変更に対応する必要がある。



対応の方向性

- (1) 「事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進」
- (2) 「生産性向上・デジタル化」
- (3) 「地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大」
- (4) 「経営の下支え、事業環境の整備」に重点的に取り組む。さらに、
- (5) 「災害からの復旧・復興、強靱化」に切れ目なく支援する。

中小企業対策費の状況

中小企業 対策費の 状況	H30年度当初 (H29年度補正)	H31年度当初 (H30年度補正)	R2年度当初 (R1年度補正)
経産省 計 上	1,110億円 (1,976億円)	1,117億円 (2,634億円)	1,111億円 (4,067億円)

2. 予算案等の内容

(1) 事業承継・再編・創業等による新陳代謝の促進
【令和元年度補正64億円／令和2年度当初148億円】

- ① 事業承継を契機とした生産性向上（ベンチャー型事業承継・第二創業）、経営資源引継ぎ型の創業、事業承継時の一部廃業も支援。
- ② 経営者保証の解除促進に向けた専門家支援。事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証メニューの創設、専門家の確認を受けた場合に保証料を最大ゼロ（管理費の一部を除く）と大幅軽減。

- ③ 事業引継ぎ支援センターにおけるマッチング支援により第三者承継を後押し。

主な措置

<令和元年度補正>

- 事業承継・世代交代集中支援事業（51億円）
- 各都道府県に設置した「事業承継ネットワーク」による事業承継診断等の掘り起こしを実施。また、事業承継を契機とした設備投資・販路拡大支援（新事業に転換する場合は補助増額）や中小企業が外部人材を後継者とする場合の有効な教育方法の調査を行う。

<令和元年度補正>

- 事業承継時の経営者補償解除に向けた専門家による支援（13億円）
- 事業承継時に経営者保証の解除を目指す中小企業に対し、経営者保証ガイドラインの充足状況の確認や金融機関との交渉を支援する。

<令和2年度当初>

- 中小企業信用補完制度関連補助・出資事業（73億円（令和元年度59億円））
- 信用補完制度を通じた円滑な資金供給支援等。また、事業承継時に経営者保証を不要とするメニューの新設及びその保証料を軽減する。

<令和2年度当初>

- 中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業（75億円（令和元年度70億円））
- 後継者不在の中小企業に対するマッチング支援をワンストップで行う。また、経営資源引継ぎ型の創業も後押しする。

(2) 生産性向上・デジタル化

【令和元年度補正3,610億円／令和2年度当初311億円】

- ① 中小企業の今後相次ぐ制度変更（働き方改革、社会保険適用拡大、賃上げインボイス導入等）への対応のため、生産性向上を継続的に支援。「ものづくり補助金」「IT導入補助金」「小規模事業者持続化補助金」を一体運用。
- ② 専門家による、生産性向上に課題を抱える業種の特性に応じた相談対応。
- ③ 中小企業の現場へのAI導入を支援する人材の育成・普及。

主な措置

<令和元年度補正>

○中小企業生産性革命推進事業(中小機構運営費交付金)
(3,600億円)

- 中小企業等の生産性向上に資する、革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資(ものづくり補助金)や小規模事業者の販路開拓の取組(持続化補助金)、中小企業等のITの導入(IT導入補助金)などを支援。中小機構の業務として継続的な支援を実施。

<令和2年度当初>

○ものづくり補助金 (10億円(令和元年度50億円))
○共創型サービスIT連携支援事業 (5億円(新規))
○地方公共団体による小規模事業者支援事業
(12億円(令和元年度10億円))

<令和元年度補正・令和2年度当初>

○中小企業・小規模事業者の生産性向上支援体制強化等
(52億円 令和元年度補正・令和2年度当初)
●各都道府県に設置したよろず支援拠点の専門家等による経営相談。働き方改革をはじめとする制度変更に対応するための体制も強化する。

<令和2年度当初>

○AI人材連携による中小企業課題解決促進事業
(6億円(新規))
●AIに関する専門的知見をもった人材の育成及び中小企業とのマッチングを支援し、データ分析等を活用した経営課題解決を普及促進する。

(3)地域の稼ぐ力の強化・インバウンドの拡大

【令和元年度補正18億円／令和2年度当初261億円】

- ①地域経済を牽引する企業等を重点的に支援し、イノベーションによる新事業展開(地域未来投資)を促進。
- ②訪日客目線でのコンテンツ開発、商店街等のデータ活用等によるインバウンド需要の取込強化。
- ③大企業の中堅人材等による地方での起業や中小企業への就職等を後押し。
- ④地域・社会課題を解決するビジネスモデルや地域における創業を支援。
- ⑤海外販路開拓等に向けた商品・サービス開発やブランディング等の支援。

主な措置

<令和元年度補正>

○インバウンド需要拡大推進事業
●中小企業等と外国人専門家が連携し、外国人観光客に刺さる商品・サービス開発や店舗データ分析等による効果的な商品・サービスの提供を支援する。

<令和元年度補正>

○大企業人材等の地方での活躍促進事業
(5億円(令和元年度補正))
●大企業の中堅人材等を対象に地方でのビジネス等に必要とするスキルの向上等を支援。地域企業に有効な人材確保手法の調査等を実施。

<令和2年度当初>

○地域未来投資促進事業
(143億円(令和元年度159億円))
●地域でのイノベーション創出に向けた支援体制を強化するとともに、ものづくり技術・サービスモデル

の開発等を支援する。

<令和2年度当初>

○地域・企業共生型ビジネス導入・創業促進事業
(5億円(新規))
●地域・社会課題を広域的に束ねて解決する実証事業を支援すること等により、企業の創業・成長を通じた地域と企業の共生を促進する。

<令和2年度当初>

○JAPANブランド育成支援等事業 (10億円(新規))
●海外販路開拓等のための新商品・サービス開発等の取組や、支援事業者等による海外向けECサイトやクラウドファンディングの活用支援。

(4)経営の下支え、事業環境の整備

主な措置

<すべて令和2年度当初>

○日本政策金融公庫による政策金融(マル経融資含む)
(205億円(令和元年度207億円))
○消費税転嫁状況監視・検査体制強化事業
(31億円(令和元年度33億円))
○中小企業取引対策事業
(10億円(令和元年度10億円))
○小規模事業者対策推進等事業
(59億円(令和元年度50億円))
○商店街活性化・観光消費創出事業(臨時・特別の措置)
(30億円(令和元年度50億円))

(5)災害からの復旧・復興、強靱化

【令和元年度補正 375億円】

主な措置

<すべて令和元年度補正>

○グループ補助金【190億円】
○地域企業再建支援事業(自治体連携型補助金)
(1億円)
○被災小規模事業者再建事業(持続化補助金)
(58億円)
○資金繰り支援(政策金融・信用保証)
(6億円)

II 令和2年度税制改正の概要

1.改正項目

- (1)オープンイノベーション促進税制の創設
- (2)エンジェル税制の拡充
- (3)少額資産及び交際費課税の特例措置の延長
- (4)再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

2.改正項目ごとの改正等の内容

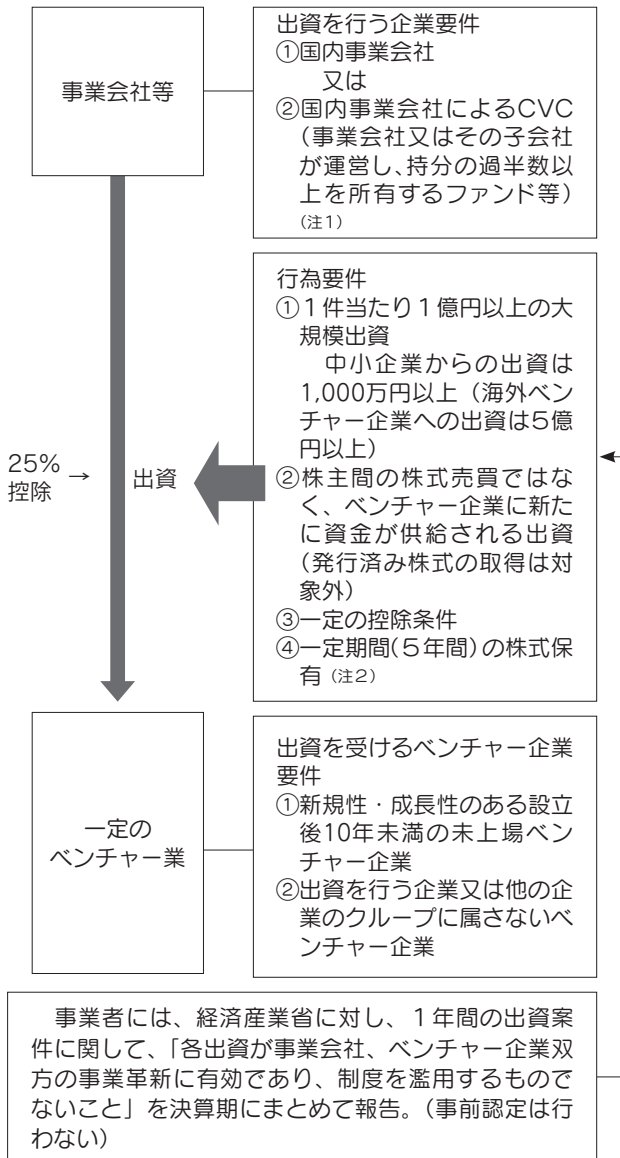
(1)オープンイノベーション促進税制の創設

<法人税、法人住民税、事業税関連>

イノベーションの担い手となるスタートアップへの新たな資金の供給を促進し成長に繋げていくため、国内の事業会社やCVC(コーポレートベンチャーキャピタル)から、創業10年未満・未上場のベンチャー企業に対する1億円以上の出資について、25%の所得控除を講ずる。

改正概要

適用期限：令和3年度末まで



（注1）CVCとは、事業会社によるベンチャーキャピタルを指す。

（注2）5年以内に株式を譲渡した場合や配当の支払いを受けた場合には、控除額を損金算入。

(2)エンジェル税制

（特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例及び特定中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除等）

<所得税・個人住民税関連>

- 創業間もないベンチャー企業にとって資金調達は依然大きな課題。
- そのため、12年ぶりにエンジェル税制を見直し、時代の変化に対応した制度とすることで個人投資家からの投資を促し、ベンチャー企業に必要なリスクマネーを供給する。
- 具体的には、対象ベンチャー企業の拡大や多様な層の投資家が本税制を利用しやすいよう手続きの簡素化を図る。

改正事項①

対象企業要件を設立後3年未満から5年未満へ改正

製品やサービス開発等の高度化を背景に、高度な技術を要し開発期間が長期化するベンチャー企業が増加

長期に渡る研究開発により黒字化に時間を要している企業への資金供給を促進

改正事項②

経済産業大臣認定制度の拡充

エンジェル投資家の裾野拡大を背景に、ベンチャー企業の目利きができる事業者の認定制度を拡充。認定事業者を経由した投資については企業の要件確認を簡素化

認定ファンドおよび新たに認定対象とする株式投資型クラウドファンディングを通じた投資の促進

改正事項③

申請手続きの重複を改善

ベンチャー企業が都道府県に行う申請書類の重複を改善し、申請手続きの効率化を行う。

(3)-①中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長

<所得税・法人税・個人住民税・法人住民税・事業税関連>

中小企業者等が30万円未満の減価償却資産を取得した場合、合計300万円までを限度に、即時償却（全額損金算入）することが可能となる税制措置。

中小企業者等における①償却資産の管理や申告手続などの事務負担の軽減、②少額減価償却資産の取得促進による事務処理能力・事業効率の向上を図るため、適用対象者を見直した上で、適用期限を2年間延長する。

改正概要

- ・適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）
- ・適用対象から、連結納税制度適用事業者及び従業員500人超の法人を除外する

	取得価額	償却方法	備考
中小企業者等のみ	30万円未満	全額損金算入（即時償却）	合計300万円まで
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却 ^(注) （残存価額なし）	本則
	10万円未満	全額損金算入（即時償却）	

（注）10万円以上20万円未満の減価償却資産は、3年間で毎年1/3ずつ損金算入することが可能。

(3)-②中小法人の交際費課税の特例措置の延長

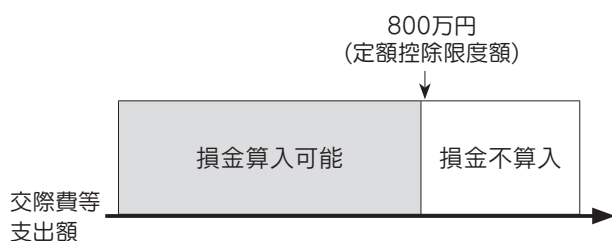
<法人税・法人住民税・事業税関連>

法人が支出した交際費等は原則として損金に算入できないこととされているが、特例として、中小法人については定額控除限度額（800万円）までの交際費等を全額損金算入することが可能。

販売促進手段に限られる中小法人にとって、交際費等は事業活動に不可欠な経費であること等を踏まえ、本税制措置の適用期限を2年間延長する。

改正概要

適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用。得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出。

【参 考】

中小法人については、上記特例措置（※1）と交際費等のうち接待飲食費の50%までを損金に算入することができる措置（大法人も適用可能※2）との選択適用が可能。

※1 平成25年度税制改正で、定額控除限度額の引上げ（600→800万円）、損金算入割合の拡充（90→100%）が行われた。

※2 平成26年度創設。令和2年度税制改正で、資本金の額等が100億円超の大法人については適用外となった。

(4)中小企業・小規模事業者の再編・統合等に係る税負担の軽減措置の延長

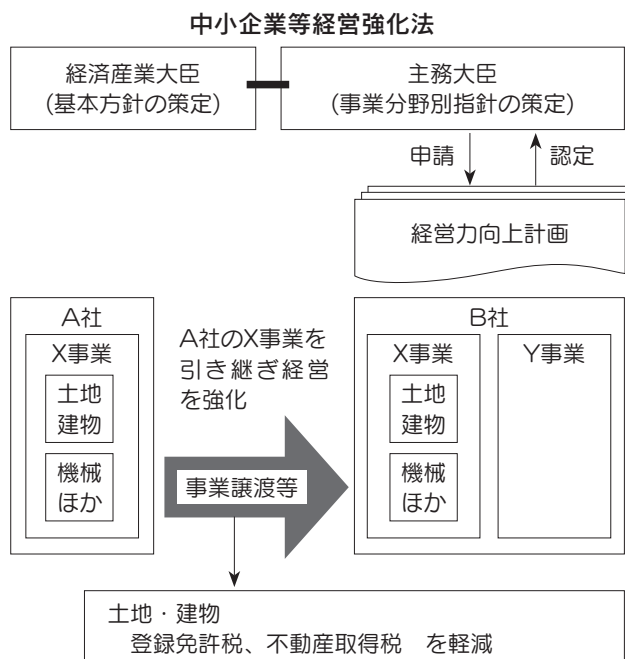
<登録免許税・不動産取得税関連>

後継者不在のため事業承継が行えないといった課題を抱える場合、いわゆるM&Aにより経営資源や事業の再編・統合を促すことにより、事業の継続・技術の伝承等を図ることが重要。

認定を受けた経営力向上計画に基づいて、再編・統合を行った際に係る登録免許税・不動産取得税を軽減することで次世代への経営引継ぎを加速させる措置について、適用期限を2年間延長する。

改正概要

適用期限を2年間延長（令和3年度末まで）



<登録免許税の税率>

		通常税率	計画認定時の税率
不動産の所有権移転の登記	合併による移転の登記	0.4%	0.2%
	分割による移転の登記	2.0%	0.4%
	その他の原因による移転の登記	2.0%	1.6%

<不動産取得税の税率>

	通常税率	計画認定時の税率 (事業譲渡の場合※2)
土地 住宅	3.0% ※1	1/6減額相当 (税率にすると2.5%)
住宅以外の家屋	4.0%	1/6減額相当 (税率にすると3.3%)

※1 令和3年3月31日まで、土地や住宅を取得した場合には3.0%に軽減されている。（住宅以外の建物を取得した場合は4.0%）

※2 合併・一定の会社分割の場合は非課税

※参考

中小企業・小規模事業者関係のその他の項目

<延長>

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定自治体における登録免許税の軽減措置の延長

<登録免許税関係>

概 要

我が国における創業の活性化を図るため、特定創業支援等事業の支援を受けた個人が創業する際、株式会社等の設立に要する登録免許税の軽減措置について、適用期限を2年間延長する。